

# 令和8年度児童福祉施設等整備（防犯対策の強化） 事業者の公募について

令和8年度に防犯対策の強化に係る整備を予定する法人等は、以下を確認のうえ、必要書類を提出してください。

## 1 公募の概要

### (1) 公募対象施設

現在秋田市内で開園している保育所、認定こども園又は小規模保育事業所

### (2) 対象となる施設整備

以下のアからウのすべてに該当すること。

ア 令和6年9月9日付け成事第620号「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」第5条で示される整備（[防犯対策の強化に係る整備]）に該当すること。

イ 令和8年度に着工し、年度内の期間に整備が完了するもの

ウ 事業費のうち対象経費が30万円以上のもの

### (3) 事業開始時期

令和8年4月以降、市補助金の内示後速やかに

## 2 応募手続

### (1) 整備申込書の提出について

施設等の整備に応募する法人は、応募の意思表示として、次のとおり、提出書類を期間内に提出してください。なお、提出の際には事前に電話でご連絡ください。

ア 提出書類 ・整備申込書  
・整備予定地の位置がわかる図面（住宅地図の写し等）

イ 受付期間 令和7年8月4日（月）から同月15日（金）まで  
（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く）  
午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 郵送又は電子メール

エ 提出先

(ア) 郵送 秋田市子ども未来部子ども育成課  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
電話 018-888-5695

(イ) 電子メール ro-wfch@city.akita.lg.jp

### (2) 応募要件の該当可否について

整備申込書受付期間終了後、1(2)の要件の該当可否についての通知を、8月22日（金）までに電子メール等で送付します。

### (3) 施設整備計画に関する書類（以下、「整備計画書類」という。）の提出について

(2)の要件に該当する旨の通知を受けた法人等は、整備計画書類を提出してください。なお、提出の際には事前に電話でご連絡ください。

- ア 提出書類
  - (ア) 防犯対策の強化にかかる整備計画書（様式1）  
※添付書類を忘れずに付けてください。
  - (イ) 施設整備計画書（事業計画書）（様式2）
  - (ウ) 学校安全計画又は安全計画（最新のもの）
- イ 受付期間 令和7年8月25日（月）から同年9月19日（金）  
（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く）  
午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 提出方法および提出先  
上記「2応募手続」(1)ウ、エと同じ

#### (4) 整備計画書類提出に係る留意事項

- ア (2)の要件に該当する旨の通知を受けていない場合には、整備計画書類は受け付けません。
- イ 受付期間後は、提出された整備計画書類の返却や差し替えはできませんので、提出に当たっては、不備等がないかを十分に確認してください。  
ただし、本市が特に必要と認めた書類の提出や、追加書類の提出を求めた場合等は除きます。
- ウ 整備計画書類の作成に伴う費用等、協議のために要した費用については、全て提出した各法人等の負担となります。
- エ 提出された整備計画書類は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づき、整備法人名、その他の情報（個人情報、内部管理情報等を除く。）を公開することがあります。
- オ 本事業は市の予算の範囲内での整備となるため、不採択となる場合があります
- カ 補助金は、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用する予定のため、国および市の予算が不成立となった場合は交付できないこともあります。

### 3 整備法人（事業者）の選定

提出があった整備計画について、審査を行い、整備法人（事業者）を選定します。

#### (1) 審査方法

子ども未来部子ども育成課において、整備計画に関する事業費等の適正性についての書類審査および現地調査を行います。

#### (2) 審査の打切り、選定の取消し

審査の途中又は選定後、次のいずれかに該当した場合には、審査の打切り又は選定を取り消すこともありますので、十分に留意してください。

- ア 事業計画を大幅に変更した場合（事業予定地、平面図、整備費、工期等）
- イ 資金計画を大幅に変更した場合（自己資金、借入金の償還計画等）
- ウ その他整備計画を進めるに当たって支障が生じた場合

#### (3) 事業予定者選定の通知

選定結果は、令和7年度内（3月下旬）に、申込者に対して書面により通知します。